タクシーの衝突事故(北九州市戸畑区)

【事故概要】

·日時:令和2年12月17日 午後8時50分頃

・概要:タクシーが乗客3名を乗せて下り勾配の道路を走行中、一時停止標識がある交差点を

一時停止することなく直進、同交差点先の左カーブにおいて、道路右側にある民家の塀

の角部分に衝突、さらにその先の電柱に衝突して停止。

この事故により、乗客1名が死亡、1名が重傷、1名が軽傷。

また、タクシーの運転者が死亡(事故が原因かは不明)。

【原因】

- ○運行中の意識喪失
- ○不適切な健康管理
 - ・運転者に定期健康診断を受診させていないなど、事業者の健康状態等の把握が不適切。
- ○不適切な運行管理
 - ・<u>運行管理者又は運行管理補助者でない者による点呼の実施が常態化し、健康状態の把握</u>等、安全運行に必要な確認・指示が欠如。

【再発防止策】

- ○運転者に**定期健康診断を必ず受診**させるだけでなく、**継続的に健康状態等を把握**し、**乗務 困難と判断した場合**には、運転者に対し**乗務の中止を命じる**など健康管理の徹底。
- ○運行中に**体調異変を感じた場合、直ちに車両を安全な場所に停車**し、**運行管理者に報告・** 指示を受けるよう指導を徹底。
- ○選任された**運行管理者又は運行管理補助者が確実に点呼を実施**し、**運転者の健康状態 等を的確に把握**できるよう適切な運行管理体制の構築。



あれ、 体の調子がおかしい? (息苦しい、胸が痛いなど)



運行中、体調異変を感じたら、 直ちに運転を中止すること!

